

(表 面)

第 号 (職)氏名 年 月 日生 年 月 日 厚生労働省 (都道府県、市又は特別区) 印 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第十五条又は第六十五条の四の規定による当該職員の時	写 真 ち ょ う 付 面
--	----------------------

(A列6番)

(裏 面)

第 号 (職)氏名 年 月 日生 年 月 日 厚生労働省 (都道府県、市又は特別区) 印 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第十五条又は第六十五条の四の規定による当該職員の時	写 真 ち ょ う 付 面
--	----------------------

(注意) この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失ったときは直ちに厚生労働大臣(都道府県知事、市長又は特別区長)に届け出ること。また、厚生労働大臣(都道府県知事、市長又は特別区長)に返還すること。

1817 必要な協力機関(以下「検査機関」という。)の職員を派遣する。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。

1613 都道府県知事は、第一項の規定による質問又は必要な調査を実施するため、検査機関に検査を依頼する。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。

12 都道府県知事は、第一項の規定による質問又は必要な調査を実施するため、検査機関に検査を依頼する。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。

11 都道府県知事は、第一項の規定による質問又は必要な調査を実施するため、検査機関に検査を依頼する。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。

10 都道府県知事は、第一項の規定による質問又は必要な調査を実施するため、検査機関に検査を依頼する。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。

9 都道府県知事は、第一項の規定による質問又は必要な調査を実施するため、検査機関に検査を依頼する。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。

8 都道府県知事は、第一項の規定による質問又は必要な調査を実施するため、検査機関に検査を依頼する。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。

7 都道府県知事は、第一項の規定による質問又は必要な調査を実施するため、検査機関に検査を依頼する。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。

6 都道府県知事は、第一項の規定による質問又は必要な調査を実施するため、検査機関に検査を依頼する。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。

5 都道府県知事は、第一項の規定による質問又は必要な調査を実施するため、検査機関に検査を依頼する。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。

4 都道府県知事は、第一項の規定による質問又は必要な調査を実施するため、検査機関に検査を依頼する。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。

3 都道府県知事は、第一項の規定による質問又は必要な調査を実施するため、検査機関に検査を依頼する。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。

2 都道府県知事は、第一項の規定による質問又は必要な調査を実施するため、検査機関に検査を依頼する。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。

第(一)項 都道府県知事は、第一項の規定による質問又は必要な調査を実施するため、検査機関に検査を依頼する。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。検査機関は、厚生労働省令で定める事項に従って検査を行う。